

一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

改正案	目次 第一章～第二章の四（略） 第三章 証券会社等 第一節 総則（第二十八条―第三十三条） 第一節の二 主要株主（第三十三条の二―第三十三条の五） 第二節～第四節（略） 第五節 雑則（第六十四条―第六十六条） 第三章の二 証券仲介業者 第一節 総則（第六十六条の二―第六十六条の六） 第二節 業務（第六十六条の七―第六十六条の十四） 第三節 経理（第六十六条の十五・第六十六条の十六） 第四節 監督（第六十六条の十七―第六十六条の二十一） 第五節 雑則（第六十六条の二十二―第六十六条の二十四） 第四章・第四章の二（略） 第五章 証券取引所 第一節 総則（第八十条―第八十七条の六の二） 第二節 証券会員制法人及び取引所有価証券市場を開設する株式会社 第一款（略）
現行	目次 第一章～第二章の四（略） 第三章 証券会社等 第一節 総則（第二十八条―第三十三条） （新設） 第二節～第四節（略） 第五節 雑則（第六十四条―第六十六条） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） 第四章・第四章の二（略） 第五章 証券取引所 第一節 総則（第八十条―第八十七条の六） 第二節 証券会員制法人及び取引所有価証券市場を開設する株式会社 第一款（略）

第二款 取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一目 総則（第百二条―第百六条の二）

第二目 主要株主（第百六条の三―第百六条の九）

第三目 証券取引所持株式会社（第百六条の十―第百六条の三十一）

第三節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等（第百六条の三十二―第百二十八条）

第四節・第五節（略）

第六節 監督（第百四十八条―第百五十三条）

第七節 雑則（第百五十四条）

第五章の二 外国証券取引所

第一節 総則（第百五十五条―第百五十五条の五）

第二節 監督（第百五十五条の六―第百五十五条の十）

第三節 雑則（第百五十六条）

第五章の三 証券取引清算機関等

第一節・第二節（略）

第五章の四 証券金融会社（第百五十六条の二十三―第百五十六条の三十七）

第六章―第九章（略）

附則

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう

第二款 取引所有価証券市場を開設する株式会社の特例（第百二条―第百六条の二）

（新設）

（新設）

（新設）

第三節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等（第百六条の三―第百二十八条）

第四節・第五節（略）

第六節 監督（第百五十一条―第百五十五条の二）

第七節 雑則（第百五十六条）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第五章の二 証券取引清算機関等

第一節・第二節（略）

第五章の三 証券金融会社（第百五十六条の二十三―第百五十六条の三十七）

第六章―第九章（略）

附則

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう

一〇十 (略)

十の二 前各号、次号若しくは第十一号に掲げる証券若しくは証書又は次項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る第二十二項又は第二十六項各号に規定する権利(当該権利を表示する証券又は証書に係る第二十二項又は第二十六項各号に規定する権利を含む。以下「オプション」という。)を表示する証券又は証書

十の三・十一 (略)

②⑦ (略)

⑧ この法律において「証券業」とは、銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関(以下「協同組織金融機関」という。)、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一〇七 (略)

⑨・⑩ (略)

⑪ この法律において「証券仲介業」とは、証券会社、外国証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。)又は登録金融機関(第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下第六十四条の二第一項までにおいて同じ。)の委託を受けて、次に掲げる行為のいずれかを当該証券会社、外国証券会社又は登録金融機関のために行う営業をいう。

一〇十 (略)

十の二 前各号、次号若しくは第十一号に掲げる証券若しくは証書又は次項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る第十九項又は第二十三項各号に規定する権利(当該権利を表示する証券又は証書に係る第十九項又は第二十三項各号に規定する権利を含む。以下「オプション」という。)を表示する証券又は証書

十の三・十一 (略)

②⑦ (略)

⑧ この法律において「証券業」とは、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一〇七 (略)

⑨・⑩ (略)

(新設)

一 有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。）の媒介（第八項第七号に掲げるものを除く。）

二 第八項第三号に掲げる媒介

三 第八項第六号に掲げる行為

⑫ この法律において「証券仲介業者」とは、第六十六条の二の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

⑬～⑰ (略)

⑱ この法律において「証券取引所持株式会社」とは、第六十六条の十第一項又は第三項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けた者をいう。

⑲ (略)

⑳ この法律において「有価証券先物取引」とは、有価証券市場において、売買の当事者が有価証券市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券（政令で定めるものを除く。以下この項及び第二十二項第一号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。

㉑～㉗ (略)

㉘ この法律において「外国証券取引所」とは、第一百五十五条第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けた者をいう。

㉙ この法律において「有価証券等清算取次ぎ」とは、証券会社、外国証券会社又は登録金融機関が証券取引清算機関の業務方法書の定

(新設)

⑪～⑮ (略)

(新設)

⑯ (略)

⑰ この法律において「有価証券先物取引」とは、有価証券市場において、売買の当事者が有価証券市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券（政令で定めるものを除く。以下この項及び第十九項第一号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。

⑱～㉔ (略)

(新設)

㉕ この法律において「有価証券等清算取次ぎ」とは、証券会社、外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号

めるところにより顧客の委託を受けてその計算において行う対象取引（次項に規定する「対象取引」をいう。以下この項において同じ。）であつて、対象取引に基づく債務を当該証券取引清算機関に引き受けさせることを条件とし、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

一・二（略）

③①③②（略）

第十五条 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社（外国証券会社を含む。以下この章から第二章の三まで、第四章の二、第五章の四、第六章、第二百三条第一項並びに附則（附則第三条を除く。）において同じ。）又は登録金融機関は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

②・③（略）

〔第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。〕又は登録金融機関（第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下第六十四条の七第五項までにおいて同じ。）が証券取引清算機関の業務方法書の定めるところにより顧客の委託を受けてその計算において行う対象取引（次項に規定する「対象取引」をいう。以下この項において同じ。）であつて、対象取引に基づく債務を当該証券取引清算機関に引き受けさせることを条件とし、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

一・二（略）

②⑥②⑧（略）

第十五条 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社（外国証券会社を含む。以下この章から第二章の三まで、第二十九条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条第三項第二号、第六十四条の二第一項第三号、第六十四条の七第一項及び第五項、第六十八条第一項及び第二項、第七十九条の六第一項及び第二項、第四章の二、第五章の三、第六章、第二百三条第一項並びに附則（附則第三条を除く。）において同じ。）又は登録金融機関は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

②・③（略）

第二十七条の二 (略)

②・③ (略)

④ 第一項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、株券等の保管、買付け等の代金の支払その他の政令で定める事務については、証券会社又は銀行等（銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関をいう。第二十七条の十二第三項において同じ。）に行わせなければならない。

⑤～⑧ (略)

第二十七条の二十八 (略)

② (略)

③ 大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書に記載された取得資金に関する事項について、当該資金が銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関（以下この項において「銀行等」という。）からの借入れによる場合（内閣府令で定める場合を除く。）には、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、当該銀行等の名称を公衆の縦覧に供しないものとし、これらの書類を提出した者は、当該銀行等の名称を削除してこれらの書類の写しを送付するものとする。

第二十七条の三十の三 (略)

②・③ (略)

第二十七条の二 (略)

②・③ (略)

④ 第一項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、株券等の保管、買付け等の代金の支払その他の政令で定める事務については、証券会社又は銀行等（銀行、信託会社その他政令で定める金融機関をいう。第二十七条の十二第三項において同じ。）に行わせなければならない。

⑤～⑧ (略)

第二十七条の二十八 (略)

② (略)

③ 大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書に記載された取得資金に関する事項について、当該資金が銀行、信託会社その他政令で定める金融機関（以下この項において「銀行等」という。）からの借入れによる場合（内閣府令で定める場合を除く。）には、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、当該銀行等の名称を公衆の縦覧に供しないものとし、これらの書類を提出した者は、当該銀行等の名称を削除してこれらの書類の写しを送付するものとする。

第二十七条の三十の三 (略)

②・③ (略)

④ 第一項又は第二項の規定により行われた電子開示手続又は任意電子開示手続については、これらの手続を文書をもつて行うものとして規定したこの法律又はこの法律に基づく命令（以下この章において「証券取引法令」という。）の規定に規定する文書をもつて行われたものとみなして、証券取引法令の規定を適用する。

⑤（略）

第二十七条の三十の七 内閣総理大臣は、電子開示手続又は任意電子開示手続が開示用電子情報処理組織を使用して行われた場合（磁気ディスクの提出によりこれらの手続が行われた場合を含む。）には、政令で定めるところにより、第二十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十八第一項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類についてファイルに記録されている事項（第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十八第三項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

②（略）

④ 第一項又は第二項の規定により行われた電子開示手続又は任意電子開示手続については、これらの手続を文書をもつて行うものとして規定したこの法律又はこの法律に基づく命令（以下この項において「証券取引法令」という。）の規定に規定する文書をもつて行われたものとみなして、証券取引法令の規定を適用する。

⑤（略）

第二十七条の三十の七 内閣総理大臣は、電子開示手続又は任意電子開示手続が開示用電子情報処理組織を使用して行われた場合（磁気ディスクの提出によりこれらの手続が行われた場合を含む。）には、第二十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十八第一項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、これらの規定により公衆の縦覧に供しなければならないものとされている書類に代えて、当該書類についてファイルに記録されている事項（第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十八第三項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

②（略）

③ 第一項の規定により同項に規定するファイルに記録されている事項又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供した場合には、第二十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十八第一項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類について、これらの規定により公衆の縦覧に供されたものとみなして、証券取引法令の規定を適用する。

第二十七条の三十の八 第二十七条の三十の六の規定により通知を受けた証券取引所及び政令で定める証券業協会は、政令で定めるところにより、第二十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類の写しに係る第二十七条の三十の六の規定により通知された事項（第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

② 前項の規定により同項に規定する通知された事項又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供した場合には、第二十五条第三項（

（新設）

第二十七条の三十の八 第二十七条の三十の六の規定により通知を受けた証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第二十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、これらの規定により公衆の縦覧に供しなければならぬものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十七条の三十の六の規定により通知された事項（第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

（新設）

第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の第十四第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類について、これらの規定により公衆の縦覧に供されたものとみなして、証券取引法令の規定を適用する。

第二十八条の二（略）

② 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第二十八条の四第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに該当しないことを誓約する書面

二 四（略）

③（略）

第二十八条の三 内閣総理大臣は、第二十八条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を証券会社登録簿に登録しなければならない。

一・二（略）

第二十八条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若

第二十八条の二（略）

② 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号に該当しないことを誓約する書面

二 四（略）

③（略）

第二十八条の三 内閣総理大臣は、第二十八条の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を証券会社登録簿に登録しなければならない。

一・二（略）

第二十八条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚

しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一五 (略)

六 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定により第二十八条の登録を取り消され、若しくは第六十六条の十八第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社

七八 (略)

九 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役若しくは執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第五十六条第二項において同じ。）又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イハ (略)

二 証券会社が第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定により第二十八条の登録を取り消された場合、証券仲介業者が第六十六条の十八第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消された場合、外国証券会社が外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用

偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一五 (略)

六 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定により第二十八条の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社

七八 (略)

九 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役若しくは執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第五十六条第二項において同じ。）又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イハ (略)

二 証券会社が第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定により第二十八条の登録を取り消された場合若しくは外国証券会社が外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又はこ

する第五十六条の二第三項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合若しくは許可外国証券業者（同法第二条第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。）が同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により同法第十三条の二第一項の許可を取り消された場合又はこの法律若しくは外国証券業者に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者（同法第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。以下この号において同じ。）であつた者（この法律又は外国証券業者に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該登録又は許可を取り消された個人を含む。）でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 証券仲介業者が第六十六条の十八第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ 第五十六条第二項若しくは第六十六条の十八第二項の規定に

の法律若しくは外国証券業者に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役若しくは執行役又は外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者であつた者（外国の法令の規定により当該外国において受けている当該登録を取り消された個人を含む。）でその取消しの日から五年を経過しない者

（新設）

ホ 第五十六条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役若し

より解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、外国証券業者に関する法律第二十四条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは解職を命ぜられた役員又はこの法律若しくは外国証券業者に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役（これらに類する役職にある者を含む。）でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ト
（略）

十 個人である主要株主（登録申請者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下この号及び第三十三条の五において同じ。）の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者であつて、その法定代理人が前号イからトまでのいずれかに該当するもの

ロ 前号ロからトまでのいずれかに該当する者

十一 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定によ

くは執行役若しくは監査役若しくは外国証券業者に関する法律第二十四条第二項の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは同項の規定により解職を命ぜられた役員又はこの法律若しくは外国証券業者に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役（これらに類する役職にある者を含む。）でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ
（略）

（新設）

（新設）

り第二十八条の登録を取り消され、第六十六条の十八第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消され、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消され、若しくは同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により同法第十三条の二第一項の許可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第二十八条若しくは第六十六条の二の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 第七号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する役員のうちに第九号イからトまでのいずれかに該当する者のある者

十二
（略）

② 前項第十号及び第十一号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第三十三条の二第一

十
（略）

（新設）

項において同じ。)の百分の二十(会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五)以上の数の議決権(保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第三十三条の二第一項において「対象議決権」という。)を保有している者をいう。

③ 第一項第十号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。)の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

④ 次の各号に掲げる場合における第二項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にあ

(新設)

(新設)

る者が保有する当該対象議決権

- ⑤ 第二項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める

第二十九条 (略)

- ② (略)

- ③ 第一項第二号において「有価証券の元引受け」とは、第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受けであつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を除く。次号において同じ。）から取得すること。

二 (略)

第三十二条 (略)

- ② (略)

- ③ 証券会社の常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）は、前二項の規定の適用がある場合を除き、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関の常務に従事してはならない。

- ④ (略)

- ⑤ 第一項の「親銀行等」とは、証券会社の総株主の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、

(新設)

第二十九条 (略)

- ② (略)

- ③ 第一項第二号において「有価証券の元引受け」とは、第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受けであつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（証券会社及び登録金融機関を除く。次号において同じ。）から取得すること。

二 (略)

第三十二条 (略)

- ② (略)

- ③ 証券会社の常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）は、前二項の規定の適用がある場合を除き、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の常務に従事してはならない。

- ④ (略)

- ⑤ 第一項の「親銀行等」とは、証券会社の総株主の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、

同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。次項、第五十四条第一項第六号及び第六十五条の三において同じ。）の過半数を保有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者（第四十五条において「親法人等」という。）のうち、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

⑥ 第二項の「子銀行等」とは、証券会社が総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者（第四十五条において「子法人等」という。）のうち、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

⑦ (略)

第三十三条 (略)

第一節の二 主要株主

第三十三条の二 証券会社の株主は、証券会社の主要株主（第二十八条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この節において同じ。）となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当

同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。次項、第五十四条第一項第六号、第六十五条の三、第百三条第一項及び第二項、第百四条並びに第百六十三条第一項において同じ。）の過半数を保有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者（第四十五条において「親法人等」という。）のうち、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

⑥ 第二項の「子銀行等」とは、証券会社が総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者（第四十五条において「子法人等」という。）のうち、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

⑦ (略)

第三十三条 (略)

(新設)

(新設)

該証券会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- ② 前項の対象議決権保有届出書には、第二十八条の四第一項第十号及び第十一号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第三十三条の三 内閣総理大臣は、証券会社の主要株主が第二十八条の四第一項第十号イ若しくはロ又は第十一号イからハまでのいずれかに該当することとなつたときは、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該証券会社の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

第三十三条の四 証券会社の主要株主は、当該証券会社の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第三十三条の五 前三条の規定は、証券会社を子会社（第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。）とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

第三十四条 （略）

- ② 証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定によ

（新設）

（新設）

（新設）

第三十四条 （略）

- ② 証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定によ

り営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 二の二 (略)

三 金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業

四 (略)

五 金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六 十 (略)

③ ⑦ (略)

第五十四条 証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 三 (略)

四 銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社（次号及び第五十九条第一項において「銀行等」という。）について、その総株主の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持

り営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 二の二 (略)

三 金融先物取引法第二条第十項に規定する金融先物取引業

四 (略)

五 金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六 十 (略)

③ ⑦ (略)

第五十四条 証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 三 (略)

四 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社（次号及び第五十九条第一項において「銀行等」という。）について、その総株主の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除

分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。次号及び第五十九条第一項において同じ。）の過半数を取得し、又は保有したとき。

五〇八 (略)

② (略)

第五十六条 内閣総理大臣は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命じることができる。

一 第二十八条の四第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）
第七号又は第十二号に該当することとなつたとき。

二〇六 (略)

② 内閣総理大臣は、証券会社の取締役若しくは執行役又は監査役が、第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役若しくは執行役又は監査役の解任を命じることができる。

③ (略)

き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。次号及び第五十九条第一項において同じ。）の過半数を取得し、又は保有したとき。

五〇八 (略)

② (略)

第五十六条 内閣総理大臣は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命じることができる。

一 第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第七号に該当することとなつたとき。

二〇六 (略)

② 内閣総理大臣は、証券会社の取締役若しくは執行役又は監査役が、第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役若しくは執行役又は監査役の解任を命じることができる。

③ (略)

第五十九条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社、これと取引をする者、当該証券会社がその総株主の議決権の過半数を保有する銀行等（以下この項において「子特定法人」という。）若しくは当該証券会社を子会社（第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下この条及び第六十五条の二第十項において同じ。）に対し当該証券会社の営業若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料（当該子特定法人にあつては、当該証券会社の財産に関し参考となるべき報告又は資料に限る。）の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券会社、当該子特定法人若しくは当該証券会社を子会社とする持株会社の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子特定法人にあつては当該証券会社の財産に関し必要な検査に、当該証券会社を子会社とする持株会社にあつては当該証券会社の営業又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

② 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社の主要株主（第二十八条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この項において同じ。）又は証券会社を子会社とする持株会社の主要株主に対し第三十三条の二から第三十三条の四までの届出若しくは措置若しくは当該証券会社の営業若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、

第五十九条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社、これと取引をする者、当該証券会社がその総株主の議決権の過半数を保有する銀行等（以下この項において「子特定法人」という。）若しくは当該証券会社を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下この項及び第六十五条の二第十項において同じ。）に対し当該証券会社の営業若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料（当該子特定法人にあつては、当該証券会社の財産に関し参考となるべき報告又は資料に限る。）の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券会社、当該子特定法人若しくは当該証券会社を子会社とする持株会社の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子特定法人にあつては当該証券会社の財産に関し必要な検査に、当該証券会社を子会社とする持株会社にあつては当該証券会社の営業又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

② 前項に規定する子会社とは、会社がその総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは

又は当該職員をして当該主要株主の書類その他の物件の検査（第三十三条の二から第三十三条の四までの届出若しくは措置又は当該証券会社の営業若しくは財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

③（略）

第六十一条 内閣総理大臣は、証券業協会（以下第三章の二までに於いて「協会」という。）に加入せず、又は証券取引所の会員又は取引参加者（次項において「会員等」という。）となつていない証券会社（外国証券会社を含む。以下この条において同じ。）の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

②④（略）

第六十三条 内閣総理大臣は、証券会社、外国証券会社又は許可外国証券業者を監督するに当たつては、業務の運営についての証券会社、外国証券会社又は許可外国証券業者の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第六十四条（略）

②（略）

③ 第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げ

二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

③（略）

第六十一条 内閣総理大臣は、証券業協会（以下この条及び第六十四条の七から第六十四条の九までにおいて「協会」という。）に加入せず、又は証券取引所の会員又は取引参加者（以下「会員等」という。）となつていない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

②④（略）

第六十三条 内閣総理大臣は、証券会社又は登録金融機関を監督するに当たつては、業務の運営についての証券会社又は登録金融機関の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第六十四条（略）

②（略）

③ 第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げ

る事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行つた期間

ニ 証券仲介業を営んだことの有無及び証券仲介業を営んだことのある者については、その営んだ期間

④⑤⑥ (略)

第六十四条の二 内閣総理大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二十八条の四第一項第九号イからトまでに掲げる者

二 (略)

三 登録申請者以外の証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者に所属する外務員として登録されている者

四 第六十六条の二の規定により登録されている者

② (略)

る事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた証券会社又は登録金融機関の商号又は名称及びその行つた期間

(新設)

④⑤⑥ (略)

第六十四条の二 内閣総理大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二十八条の四第九号イからヘまでに掲げる者

二 (略)

三 登録申請者以外の証券会社又は登録金融機関に所属する外務員として登録されている者

(新設)

② (略)

第六十四条の四 証券会社は、第六十四条第一項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき。

三 (略)

第六十四条の五 内閣総理大臣は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

一 第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、又は登録の当時第六十四条の二第一項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

二 (略)

三 過去五年間に次条第三号(第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。)の規定により登録を抹消された場合において、当該登録を受けていた間の行為(当該過去五年間の行為に限る。)が前号に該当していたことが判明したとき。

② (略)

第六十四条の四 証券会社は、第六十四条第一項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当することとなったとき。

三 (略)

第六十四条の五 内閣総理大臣は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

一 第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当することとなったとき、又は登録の当時第六十四条の二第一項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

二 (略)

(新設)

② (略)

第六十四条の七 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、協会に、第六十四条、第六十四条の二及び前三条に規定する登録に関する事務（以下この条及び第六十四条の九において「登録事務」という。）であつて当該協会に所属する証券会社（外国証券会社を含む。以下この条において同じ。）の外務員に係るものを行わせることができる。

② 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、協会に所属しない証券会社の外務員に係る登録事務（第六十四条の五に係るものを除く。）を一の協会を定めて行わせることができる。

③ 内閣総理大臣は、前二項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。

④ 協会は、第一項又は第二項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

⑤ 第一項又は第二項の規定により登録事務を行う協会は、第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑥ 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する証券会社の外務員が第六十四条の五第一項第一号から第三号ま

第六十四条の七 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、協会に、第六十四条、第六十四条の二及び前三条に規定する登録に関する事務であつて当該協会に所属する証券会社又は登録金融機関の外務員に係るもの（以下この条及び第六十四条の九において「登録事務」という。）を行わせることができる。

（新設）

② 内閣総理大臣は、前項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。

③ 協会は、第一項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

④ 第一項の規定により登録事務を行う協会は、第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑤ 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する証券会社又は登録金融機関の外務員が第六十四条の五第一項第

でのいずれかに該当するにもかかわらず、当該協会が同項に規定する措置をしない場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、同項に規定する措置をすることを命ずることができる。

⑦ (略)

第六十四条の八 外務員の登録を受けようとする証券会社は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項又は第二項の規定により協会に登録する場合にあつては、協会）に納めなければならない。

② (略)

第六十四条の九 第六十四条の七第一項若しくは第二項の規定により登録事務を行う協会の第六十四条第三項の規定による登録の申請に係る不作為若しくは第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否又は第六十四条の七第一項の規定により登録事務を行う協会の第六十四条の五第一項の規定による処分について不服がある証券会社は、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第六十五条 銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行若しくは協同組織金融機関が顧客の書

一号又は第二号に該当するにもかかわらず、当該協会が同項に規定する措置をしない場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、同項に規定する措置をすることを命ずることができる。

⑥ (略)

第六十四条の八 外務員の登録を受けようとする証券会社は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項の規定により協会に登録する場合にあつては、協会）に納めなければならない。

② (略)

第六十四条の九 第六十四条の七第一項の規定により登録事務を行う協会の第六十四条第三項の規定による登録の申請に係る不作為、第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否又は第六十四条の五第一項の規定による処分について不服がある証券会社は、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第六十五条 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証

面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

② 前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一 国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条、第一百七七条の二第一項及び第一百五十五条第一項において「国債証券等」という。） 第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二〇八 （略）

第六十五条の二 銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関は、前条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為（同条第一項ただし書に該当するものを除く。）のいずれかを営業として行おうとするときは、内閣総理大

券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

② 前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一 国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第一百七七条の二第一項において「国債証券等」という。） 第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二〇八 （略）

第六十五条の二 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、前条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為（同条第一項ただし書に該当するものを除く。）のいずれかを営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなけ

臣の登録を受けなければならない。

② 第二十八条の二から第二十八条の四まで（同条第一項第一号から第五号まで及び第八号から第十一号までを除く。）並びに第六十二条第一項及び第三項の規定は、前項の登録について準用する。

③ 第一項の登録を受けた銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関（以下「登録金融機関」という。）は、前条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券につき、有価証券の元引受け（第二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けをいう。）を営業として行おうとするとき、又は前条第二項第七号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

④ （略）

⑤ 第三十条、第三十七条から第四十一条まで、第四十三条、第四十七号、第四十七号の二、第四十九条、第五十四条第一項（第一号、第二号、第七号及び第八号に限る。）、第五十五条、第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）、及び第三項、第五十六条の三、第五十六条の四（第二号を除く。）、第五十七条、第五十八条、第六十一条、第六十二条第二項及び第三項並びに第六十三条から第六十四条の九までの規定は登録金融機関について、第三十三条、第四十二条及び第四十四条第一号の規定は登録金融機関又はその役員若しくは使用人について準用する。

ればならない。

② 第二十八条の二から第二十八条の四まで（同条第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。）並びに第六十二条第一項及び第三項の規定は、前項の登録について準用する。

③ 第一項の登録を受けた銀行、信託会社その他政令で定める金融機関（以下「登録金融機関」という。）は、前条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券につき、有価証券の元引受け（第二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けをいう。）を営業として行おうとするとき、又は前条第二項第七号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

④ （略）

⑤ 第三十条、第三十七条から第四十一条まで、第四十三条、第四十七号、第四十七号の二、第四十九条、第五十四条第一項（第一号、第二号、第七号及び第八号に限る。）、第五十五条、第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）、及び第三項、第五十六条の三、第五十六条の四（第二号を除く。）、第五十七条、第五十八条、第六十一条、第六十二条第二項及び第三項、第六十四条から第六十四条の六まで、第六十四条の八並びに第六十四条の九の規定は登録金融機関について、第三十三条及び第四十二条の規定は登録金融機関又はその役員若しくは使用人について準用する。

⑥～⑧ (略)

⑨ 内閣総理大臣は、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関に、前条第二項第七号に掲げる取引について、同号に定める行為を営業として行うことを認可する場合には、株券に係る取引の公正の確保のため必要な範囲内において内閣府令で定める条件を付してするものとする。

⑩ 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、登録金融機関、当該登録金融機関と取引をする者若しくは当該登録金融機関を子会社(第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。)とする持株会社に対し当該登録金融機関の第一項の登録若しくは第三項の認可に係る業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該登録金融機関の当該登録若しくは認可に係る業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせ、若しくは当該登録金融機関を子会社とする持株会社の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該登録金融機関の当該登録若しくは認可に係る業務又は財産に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

⑪・⑫ (略)

第六十五条の三 第六十五条の規定は、内閣総理大臣が、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が総株主の議決権の過半数を保有する株式会社に、第二十八条の登録及び第二十

⑥～⑧ (略)

⑨ 内閣総理大臣は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に、前条第二項第七号に掲げる取引について、同号に定める行為を営業として行うことを認可する場合には、株券に係る取引の公正の確保のため必要な範囲内において内閣府令で定める条件を付してするものとする。

⑩ 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、登録金融機関、当該登録金融機関と取引をする者若しくは当該登録金融機関を子会社(第五十九条第一項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。)とする持株会社に対し当該登録金融機関の第一項の登録若しくは第三項の認可に係る業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該登録金融機関の当該登録若しくは認可に係る業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせ、若しくは当該登録金融機関を子会社とする持株会社の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該登録金融機関の当該登録若しくは認可に係る業務又は財産に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

⑪・⑫ (略)

第六十五条の三 第六十五条の規定は、内閣総理大臣が、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が総株主の議決権の過半数を保有する株式会社に、第二十八条の登録及び第二十九条第一項の認可を

九条第一項の認可をすることを妨げるものではない。

第六十六条（略）

第三章の二 証券仲介業者

第一節 総則

第六十六条の二 銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者（証券会社、外国証券会社及び登録金融機関の役員（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者を含む。）及び使用人を除く。）は、第二十八条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の登録を受けて、証券仲介業を営むことができる。

第六十六条の三 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名
- 二 法人であるときは、その役員の氏名
- 三 証券仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
- 四 委託を受ける証券会社、外国証券会社又は登録金融機関（以下この章及び次章において「所属証券会社等」という。）の商号又は名称
- 五 他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

することを妨げるものではない。

第六十六条（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

六 その他内閣府令で定める事項

② 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六十六条の五第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面

二 証券仲介業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 法人であるときは、定款及び会社登記簿の謄本（これらに準ずるものを含む。）

四 その他内閣府令で定める書類

③ 前項第三号の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第六十六條の四 内閣総理大臣は、第六十六條の二の登録の申請があつた場合においては、次條の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を証券仲介業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

② 内閣総理大臣は、証券仲介業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（新設）

第六十六條の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(新設)

- 一 登録申請者が個人であるときは、第二十八條の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当する者
- 二 登録申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者
 - イ 第二十八條の四第一項第十一号イ又はロに該当する者
 - ロ 役員のうちに第二十八條の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当する者のある者
- 三 他に営んでいる事業が公益に反すると認められる者
- 四 証券仲介業を適確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者
- 五 登録申請者の所属証券会社等のいずれかが協会に加入していない者
- 六 証券会社又は外国証券会社

第六十六條の六 証券仲介業者は、第六十六條の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(新設)

② 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を証券仲介業者登録簿に登録しなければならない。

③ 証券仲介業者は、第六十六条の三第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 業務

(新設)

第六十六条の七 証券仲介業者は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(新設)

② 証券仲介業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

第六十六条の八 証券仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

(新設)

第六十六条の九 証券仲介業者は、自己の名義をもつて、他人に証券仲介業を営ませてはならない。

(新設)

第六十六条の十 証券仲介業者は、第二条第十一項各号に掲げる行為(以下この章において「証券仲介行為」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(新設)

- 一 所属証券会社等の商号又は名称
- 二 所属証券会社等の代理権がない旨
- 三 第六十六条の十二の規定の趣旨
- 四 その他内閣府令で定める事項

第六十六条の十一 証券仲介業者は、その行う証券仲介業の顧客に対し所属証券会社等の委託を受けて行う証券仲介行為以外の第二条第八項各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約に係る業務を営むときは、この限りでない。

(新設)

第六十六条の十二 証券仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う証券仲介業に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該証券仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

(新設)

第六十六条の十三 証券仲介業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(新設)

- 一 証券仲介業に関連し、次に掲げるいずれかの行為を行うこと。
- イ 第四十二条第一項第一号、第二号又は第七号に該当する行為
- ロ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業を営む場合には当該投資顧問業に係る

助言に基づいて顧客が行う有価証券の売買その他の取引等（有価証券の売買その他の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引をいう。以下この号及び次号において同じ。）又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務を営む場合には当該業務に基づいて顧客のために行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用してこれらの顧客以外の顧客に対して勧誘する行為

ハ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業を営む場合には当該業務に基づく投資信託財産（同法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。）の運用の指図に係る有価証券の売買その他の取引等又は同法第二条第十七項に規定する投資法人資産運用業を営む場合には当該業務に基づく投資法人（同条第十九項に規定する投資法人をいう。）の資産の運用に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して勧誘する行為

ニ 証券仲介業以外の業務を営む場合には当該業務により知り得た有価証券の発行者に関する情報（有価証券の発行者の運営、業務又は財産に関する公表されていない情報であつて証券仲介業に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすものに限る。）を利用して勧誘する行為

ホ 金銭を貸し付けることを条件として勧誘する行為

二 証券仲介業により知り得た証券仲介業に係る顧客の有価証券の

売買その他の取引等に係る注文の動向その他特別の情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行う行為

三 前二号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券仲介業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

第六十六条の十四 第四十二条の二第一項、第三項及び第五項並びに第四十三条の規定は証券仲介業者について、第四十二条の二第二項及び第四項の規定は証券仲介業者の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「当該証券会社が」とあるのは、「当該証券仲介業者の所属証券会社等が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 経理

第六十六条の十五 証券仲介業者は、営業年度又は事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、証券仲介業に関する報告書を作成し、毎営業年度又は事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

② 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、前項の証券仲介業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項及び当該証券仲介業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれ

(新設)

(新設)

(新設)

のある事項を除き、投資者の保護に必要と認められる部分を公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十六条の十六 証券仲介業者は、所属証券会社等の営業年度又は事業年度ごとに、所属証券会社等が第五十条の規定（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十条第一項その他政令で定める規定を含む。）により作成する説明書類を証券仲介業を行うすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第四節 監督

第六十六条の十七 証券仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 証券仲介業を廃止したとき（分割により証券仲介業の営業の全部を承継させたとき、又は証券仲介業の営業の全部を譲渡したときを含む。）。
- 二 個人が死亡したとき。その相続人
- 三 法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者
- 四 法人が破産したとき。その破産管財人
- 五 法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

（新設）

（新設）

（新設）

② 証券仲介業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、所属証券会社等がなくなつたとき、又は第二十八条の登録若しくは外国証券業者に関する法律第三条第一項の登録を受けたときは、当該証券仲介業者の第六十六条の二の登録は、その効力を失う。

第六十六条の十八 内閣総理大臣は、証券仲介業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券仲介業者の第六十六条の二の登録を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 第六十六条の五第一号から第五号まで（第二号イにあつては、第二十八条の四第一項第十一号イのうちこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限り、第二号ロを除く。）に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第六十六条の二の登録を受けたとき。

三 証券仲介業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

② 内閣総理大臣は、証券仲介業者の役員が、第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号に該当する行為をしたときは、当該証券仲介業者に対して、当該役員の解任を命ずることができる。

第六十六条の十九 内閣総理大臣は、第六十六条の十七第二項の規定

（新設）

（新設）

により第六十六条の二の登録がその効力を失つたとき、又は前条第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

第六十六条の二十 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券仲介業者若しくはこれと取引をする者に対し当該証券仲介業者の証券仲介業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券仲介業者の証券仲介業務の状況若しくは書類その他の物件の検査をさせることができる。

第六十六条の二十一 第六十二条第一項及び第三項の規定は第六十六条の二の登録について、第六十二条第二項及び第三項並びに第六十六条の規定は証券仲介業者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五節 雑則

第六十六条の二十二 証券仲介業者の所属証券会社等は、その委託を行つた証券仲介業者が証券仲介業につき顧客に加えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該所属証券会社等がその証券仲介業者への委託につき相当の注意をし、かつ、その者の行う証券仲介行為につき顧客に加えた損害の発生防止に努めたときは、この限りで

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ない。

第六十六条の二十三 第六十四条から第六十四条の九まで（第六十四条の七第二項を除く。）の規定は、証券仲介業者について準用する。
この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条の二十四 第六十六条の二から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。

第六十八条 協会は、証券会社（外国証券会社を含む。次項において同じ。）でなければ、これを設立することができない。

②・③ （略）

第七十条 （略）

② 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一 （略）

二 役員のうちに第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当する者があるとき。

三 （略）

（新設）

（新設）

第六十八条 協会は、証券会社でなければ、これを設立することができない。

②・③ （略）

第七十条 （略）

② 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一 （略）

二 役員のうちに第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当する者があるとき。

三 （略）

第七十四条 協会の定款には、次に掲げる事項（第十二号に掲げる事項にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会に限る。）を記載しなければならない。

一～八 （略）

九 協会の役員及び使用人並びに証券仲介業者（協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者に限る。以下この章において同じ。）並びにその役員及び使用人の資質の向上に関する事項

十 （略）

十一 協会員及び証券仲介業者の業務に対する投資者からの苦情の解決及び第七十九条の十六の二に規定するあつせんに関する事項

十二 （略）

十三 協会員及び証券仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

十四～十六 （略）

②・③ （略）

第七十九条の六 協会の協会員は、証券会社（外国証券会社を含む。次項において同じ。）に限る。

② （略）

③ 協会は、その定款において、詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会員及び証券仲介業者の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努める

第七十四条 協会の定款には、次に掲げる事項（第十二号に掲げる事項にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会に限る。）を記載しなければならない。

一～八 （略）

九 協会の役員及び使用人の資質の向上に関する事項

十 （略）

十一 協会の業務に対する投資者からの苦情の解決及び第七十九条の十六の二に規定するあつせんに関する事項

十二 （略）

十三 協会の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

十四～十六 （略）

②・③ （略）

第七十九条の六 協会の協会員は、証券会社に限る。

② （略）

③ 協会は、その定款において、詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会員の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努める旨を定めなければ

旨を定めなければならない。

- ④ 協会は、その定款において、協会員に、法令及び協会の定款その他の規則を遵守するための当該協会員及び当該協会員を所屬証券会社等とする証券仲介業者の社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は協会の定款その他の規則に違反する行為を防止して、投資者の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。

⑤ (略)

第七十九条の七 協会は、その定款において、協会員又は当該協会員を所屬証券会社等とする証券仲介業者が、法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に違反した場合に、当該協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協会の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

第七十九条の八 (略)

②④ (略)

- ⑤ 役員が第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

第七十九条の十三 内閣総理大臣は、協会が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款その他の規則（以下この条にお

ならない。

- ④ 協会は、その定款において、協会員に、法令及び協会の定款その他の規則を遵守するための当該協会の社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は協会の定款その他の規則に違反する行為を防止して、投資者の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。

⑤ (略)

第七十九条の七 協会は、その定款において、法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に違反した協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協会の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

第七十九条の八 (略)

②④ (略)

- ⑤ 役員が第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

第七十九条の十三 内閣総理大臣は、協会が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款その他の規則（以下この条にお

いて「法令等」という。）に違反した場合又は協会員、証券仲介業者若しくは店頭売買有価証券の発行者が法令等に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をすることを怠った場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その設立の認可を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずることができる。

② (略)

第七十九条の十六 協会は、投資者から協会員又は証券仲介業者の行う業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員又は証券仲介業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

② 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該協会員又は証券仲介業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

③ 協会員又は証券仲介業者は、協会から前項の規定による求めがあ

いて「法令等」という。）に違反した場合又は協会員若しくは店頭売買有価証券の発行者が法令等に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をすることを怠った場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その設立の認可を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずることができる。

② (略)

第七十九条の十六 協会は、投資者から協会員の行う業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

② 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該協会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

③ 協会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当

つたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

- ④ 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について協会員又は証券仲介業者に周知させなければならない。

第七十九条の十六の二 協会員又は証券仲介業者の行う有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等につき争いがある場合においては、当事者は、その争いの解決を図るため、協会に申し出て、あつせんを求めることができる。

- ②・③ (略)

- ④ 前三項の場合において、証券仲介業者が当事者であるときは、その所属証券会社等も当事者とみなす。

- ⑤ 協会員又は証券仲介業者は、第三項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

- ⑥ (略)

第七十九条の三十一 内閣総理大臣及び財務大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一・二 (略)

三 役員のうちに第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当する者がいないこと。

な理由がないのに、これを拒んではならない。

- ④ 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について協会員に周知させなければならない。

第七十九条の十六の二 協会の行う有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等につき争いがある場合においては、当事者は、その争いの解決を図るため、協会に申し立て、あつせんを求めることができる。

- ②・③ (略)

- (新設)

- ④ 協会員は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

- ⑤ (略)

第七十九条の三十一 内閣総理大臣及び財務大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一・二 (略)

三 役員のうちに第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当する者がいないこと。

四〇六 (略)

②④ (略)

第七十九条の三十六 (略)

②④ (略)

⑤ 役員が第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

第八十条 (略)

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 (略)

二 証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者が、この法律又は外国証券業者に関する法律の定めるところに従つて有価証券の売買、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引(有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引にあつては、取引所有価証券市場によらないで行われるものを除く。)又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合(競売買の方法その他の内閣府令で定める方法を定めて行う場合を除く。)

第八十二条 第八十条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

四〇六 (略)

②④ (略)

第七十九条の三十六 (略)

②④ (略)

⑤ 役員が第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

第八十条 (略)

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 (略)

二 証券会社若しくは外国証券会社又は登録金融機関が、この法律又は外国証券業者に関する法律の定めるところに従つて有価証券の売買、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引(有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引にあつては、取引所有価証券市場によらないで行われるものを除く。)又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合(競売買の方法その他の内閣府令で定める方法を定めて行う場合を除く。)

第八十二条 第八十条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 役員の氏名及び会員又は取引参加者(以下「会員等」という。)
の商号又は名称

②・③ (略)

第八十三条 (略)

② 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 (略)

二 免許申請者が第四百四十八条、第五百五十二条第一項、第五百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第五百五十六条の二十六において準用する第四百四十八条若しくは第五百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十六条第一項、第五十六条の二三項若しくは第六十六条の十八第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第六十六条の七第一項、第六十六条の二十一第一項若しくは第六十六条の二十八第一項の規定により認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 免許申請者の役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者があるとき。

一・二 (略)

三 役員の氏名及び会員等の商号又は名称

②・③ (略)

第八十三条 (略)

② 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 (略)

二 免許申請者が第五百五十一条、第五百五十五条第一項、第五百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第五百五十六条の二十六において準用する第五百五十一条若しくは第五百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、又は第五十六条第一項若しくは第五十六条の二三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 免許申請者の役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者があるとき。

イ 第二十八条の四第九号イからトまでに掲げる者

ロ 証券取引所が第四百四十八条若しくは第五百二十二条第一項の規定により免許を取り消された場合、証券取引清算機関が第五百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消された場合、証券金融会社が第五百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消された場合若しくは外国証券取引所が第三百五十五条の十第一項の規定により認可を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは認可（当該免許又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員（外国証券取引所にあつては、国内における代表者を含む。ホにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者

ハ 第三百六条の三第一項若しくは第四項ただし書の認可若しくは第三百六条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を受けた者（以下この号において「主要株主」という。）が第三百六条の七第一項若しくは第三百六条の二十一第一項の規定により認可を取り消された場合又は証券取引所持株会社が第三百六条の二十八第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該主要株主若しくは証券取引所持株会社の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者

イ 第二十八条の四第九号イからヘまでに掲げる者

ロ 証券取引所が第五百十一条又は第五百五十五条第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該証券取引所の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者

ハ 第三百五十三条、第三百五十五条第一項、第三百五十六条の十四第三項、第三百五十六条の十七第二項又は第三百五十六条の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた役員で当該処分を受けた日から五年を経過するまでの者

二 主要株主が第百六条の七第一項又は第百六条の二十一第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過するまでの者

ホ 第百五十条、第百五十二条第一項、第百五十五条の十第二項、第百五十六条の十四第三項、第百五十六条の十七第二項若しくは第百五十六条の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでの者

ヘ 第百六条の二十八第二項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでの者

四 (略)

第百八十七條の二の二 証券取引所は、取引所有価証券市場の開設及びこれに附帯する業務を営む会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、取引所有価証券市場の開設に関連する業務を営む会社を子会社とすることができる。

② 前項の「子会社」とは、証券取引所がその総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有する会社をいう。この場合において、証券取引所及びその一若しくは二以上の子会社又は証券取引所の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を

四 (略)

(新設)

保有する会社は、証券取引所の子会社とみなす。

第八十七条の二の三 内閣総理大臣は、前条第一項ただし書の認可の申請があつた場合において、その認可を与えることが適当でないと認めるときは、認可申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。

② 内閣総理大臣が、前条第一項ただし書の規定による認可を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により認可申請者に通知しなければならない。

第八十七条の六の二 証券取引所は、特定の会員等又は有価証券の発行者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

第二節 証券会員制法人及び取引所有価証券市場を開設する

株式会社

第一款 証券会員制法人

第一目 設立

第九十八条 (略)

②・③ (略)

④ 第二十八条の四第一項第九号イからトまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

(新設)

(新設)

第二節 証券会員制法人及び取引所有価証券市場を開設する

株式会社

第一款 証券会員制法人

第一目 設立

第九十八条 (略)

②・③ (略)

④ 第二十八条の四第九号イからへまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

⑤ (略)

第百一条の十二 (略)

② 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、組織変更を認可しなければならない。

- 一 組織変更後の株式会社証券取引所の役員のうち第二十八条の四第一項第九号イからトまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二 (略)

第二款 取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一目 総則

第百二条 (略)

第百三条 何人も、株式会社証券取引所の総株主の議決権（商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第四項を除き、以下この章において同じ。）の百分の五十を超える議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、証券業

⑤ (略)

第百一条の十二 (略)

② 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、組織変更を認可しなければならない。

- 一 組織変更後の株式会社証券取引所の役員のうち第二十八条の四第九号イからへまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二 (略)

第二款 取引所有価証券市場を開設する株式会社の特例

(新設)

第百二条 (略)

第百三条 何人も、株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の五を超える議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。

協会、証券取引所、証券取引所持株式会社、金融先物取引法第九条の二第一項ただし書の規定により株式会社証券取引所を子会社とする
ことについて認可を受けた金融先物取引所（同法第二条第七項に規定する金融先物取引所をいう。以下同じ。）又は同法第三十四条の四十六ただし書の規定により株式会社証券取引所を子会社とする
ことについて認可を受けた金融先物取引所持株式会社（同法第二条第九項に規定する金融先物取引所持株式会社をいう。以下同じ。）が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

② 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。ただし、当該株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える部分の対象議決権については、その超えることとなつた日から一年を超えて、これを保有してはならない。

③ 前項本文に規定する場合に、株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者（以下この項において「特定保有者」という。）は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

④ 第一項ただし書の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員
の議決権（商法第二百一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有する

② 前項の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。ただし、当該株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の五を超える部分の対象議決権については、その超えることとなつた日から一年を超えて、これを保有してはならない。

（新設）

（新設）

ものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

⑤ 次の各号に掲げる場合における第一項から第三項までの規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを取得し、又は保有するものとみなす。

一・二 (略)

⑥ 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百三条の二 株式会社証券取引所の株主は、当該株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（以下この項において「対象議決権保有者」という。）となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該株式会社証券取引所の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

② 前条第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第百三条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の対象議決権保有届出書

③ 次の各号に掲げる場合における前二項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを取得し、又は保有するものとみなす。

一・二 (略)

④ 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(新設)

(新設)

のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の書類その他の物件の検査（対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

第百六条の二（略）

第二目 主要株主

第百六条の三 株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の二十（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この章において「主要株主基準値」という。）以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする者又は株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする法人の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、金融先物取引所又は金融先物取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

② 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社証券取引所の主要

第百六条の二（略）

（新設）

（新設）

株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。

③ 前項に規定する場合に、株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者（第六条の十第三項に規定する特定持株会社を除く。以下この条において「特定保有者」という。）は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

④ 第二項に規定する場合に、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、株式会社証券取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者が株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

⑤ 特定保有者は、株式会社証券取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六六条の四 内閣総理大臣は、前条第一項又は第四項ただし書の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこ

（新設）

と。

二 認可申請者が証券取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること。

三 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

② 第八十三条第二項の規定は、前条第一項及び第四項ただし書の認可について準用する。この場合において、第八十三条第二項中「前項」とあるのは「第六十六条の四第一項」と、同項第二号中「若しくは第六十六条の十八第一項」とあるのは「第六十六条の十八第一項若しくは外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項」と、「登録を取り消され」とあるのは「登録を取り消され、同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により許可を取り消され」と、「若しくは第六十六条の二十八第一項」とあるのは「第六十六条の二十八第一項若しくは第二百五十五条の十第一項」と読み替えるものとする。

第六十六条の五 第八十七条の二の三の規定は、第六十六条の三第一項及び第四項ただし書の認可について準用する。

第六十六条の六 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、株式会社証券取引所の主要株主（第六十六条の三第一項又は第四項ただし書の認可を受けた者をいう。以下この目において同じ。）に対し当該株式会社証券取引所の業務若し

（新設）

（新設）

くは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該主要株主の書類その他の物件の検査（当該株式会社証券取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

第百六条の七 内閣総理大臣は、株式会社証券取引所の主要株主が法

令に違反したとき、又は主要株主の行為が株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し第百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

② 前項の規定により第百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、株式会社証券取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

③ 内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措置を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

④ 第一項及び前項の規定は、株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を保有する証券業協会、証券取引所、金融先物取引所及び金融先物取引所持株会社について準用する。

第百六条の八 株式会社証券取引所の主要株主が次の各号のいずれか

（新設）

（新設）

に該当することとなつたときは、第百六条の三第一項及び第四項ただし書の認可は、効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。

二 主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

三 証券取引所持株会社になつたとき。

② 前項（第三号を除く。）の規定により認可が失効したときは、主要株主であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

第百六条の九 第百三条第五項の規定は、第百六条の三、第百六条の四第一項、第百六条の七第二項及び第四項並びに前条第一項の規定を適用する場合について準用する。

第三目 証券取引所持株会社

第百六条の十 株式会社証券取引所を子会社（第百三条第四項に規定する子会社をいう。以下この目において同じ。）としようとする者又は株式会社証券取引所を子会社とする会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

② 前項の規定は、保有する議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社証券取引所を子会社とすることとなるときには、適用しない。

（新設）

（新設）

（新設）

③ 前項に規定する場合に、株式会社証券取引所を子会社とすることとなつた会社（以下この条において「特定持株会社」という。）は、特定持株会社となつた日から三月以内に、株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定持株会社が株式会社証券取引所を子会社とする会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

④ 第百六条の三第三項及び第五項の規定は、特定持株会社について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第百六条の十第二項」と、同条第五項中「株式会社証券取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき」とあるのは「株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなつたとき」と読み替えるものとする。

第百六条の十一 前条第一項又は第三項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本の額

三 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四 本店その他の営業所の名称及び所在地

② 前項の認可申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付

（新設）

しなければならない。

③ 第八十二条第三項の規定は、前項の定款について準用する。

第百六条の十二 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者が専ら株式会社証券取引所を子会社として保有することを目的とする者であること。

二 認可申請者及びその子会社となる株式会社証券取引所の収支の見込みが良好であること。

三 認可申請者がその人的構成に照らして、その子会社となる株式会社証券取引所の経営管理を適確かつ公正に遂行することができ、知識及び経験を有すること。

四 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

② 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が株式会社でないとき。

二 認可申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの者であるとき。

（新設）

三 認可申請者が第四百四十八条、第五百五十二条第一項、第五百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第五百五十六条の二十六において準用する第四百四十八条若しくは第五百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十六条第一項、第五十六条の二三項若しくは第六十六条の十八第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第六十六条の七第一項、第六十六条の二十一第一項若しくは第六十六条の二十八第一項の規定により認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四 認可申請者の役員のうち第八十三条第二項第三号イからへまでのいずれかに該当する者があるとき。

五 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

第六十六条の十三 第八十七条の二三の規定は、第六十六条の十第一項及び第三項ただし書の認可について準用する。

第六十六条の十四 何人も、証券取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、証券業協会又は証券取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

② 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、証券取引所持株式会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。ただし、当該証券取引所持株式会社の総株主の議決権の百分の五十を超える部分の対象議決権については、その超えることとなつた日から一年を超えて、これを保有してはならない。

③ 前項本文に規定する場合に、証券取引所持株式会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者（以下この項において「特定保有者」という。）は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第百六条の十五 証券取引所持株式会社の株主は、当該証券取引所持株式会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（以下この条において「対象議決権保有者」という。）となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該証券取引所持株式会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第百六条の十六 内閣総理大臣は、前条の対象議決権保有届出書のう

（新設）

（新設）

ちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の書類その他の物件の検査（対象議決権保有届出書の記載に關し必要な検査に限る。）をさせることができる。

第百六条の十七 証券取引所持株式会社の主要株主基準値以上の数の対

象議決権を取得し、若しくは保有しようとする者又は証券取引所持株式会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする法人の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、証券業協会又は証券取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

② 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、証券取引所持株式会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。

③ 前項に規定する場合に、証券取引所持株式会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者（以下この条において「特定保有者」という。）は、特定保有者となつた日から三月以内に、証券取引所持株式会社の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者が証券取引所持株式会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であることについて内閣総理大

（新設）

臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

④ 第百六条の第三項及び第五項の規定は、特定保有者について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第百六条の十七第二項」と読み替えるものとする。

第百六条の十八 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、証券取引所持株式会社の子会社である株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が証券取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること。

三 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

② 第八十三条第二項の規定は、前条第一項及び第三項ただし書の認可について準用する。この場合において、第八十三条第二項中「前項」とあるのは「第百六条の十八第一項」と、同項第二号中「若しくは第百六条の十八第一項」とあるのは「第六十六條の十八第一項若しくは外国証券業者に關する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項」と、「登録を取り消され」とあるのは「登録を取り消され、同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により許可を取り消され」と、「若しくは第百六条の二十八第一項」とあるのは「第百六

(新設)

条の二十八第一項若しくは第一百五十五条の十第一項」と読み替えるものとする。

第百六条の十九 第八十七条の二の三の規定は、第百六条の十七第一項及び第三項ただし書の認可について準用する。

(新設)

第百六条の二十 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券取引所持株会社の主要株主(第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を受けた者をいう。以下この目において同じ。)に対し当該証券取引所持株会社若しくはその子会社である株式会社証券取引所の業務若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該主要株主の書類その他の物件の検査(当該証券取引所持株会社又はその子会社である株式会社証券取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

(新設)

第百六条の二十一 内閣総理大臣は、証券取引所持株会社の主要株主が法令に違反したとき、又は主要株主の行為が当該証券取引所持株会社の子会社である株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

(新設)

② 前項の規定により第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可

可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、証券取引所持株会社の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

③ 内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措置を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

④ 第一項及び前項の規定は、証券取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を保有する証券業協会及び証券取引所について準用する。

第百六条の二十二 証券取引所持株会社の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第百六条の十七第一項及び第三項ただし書の認可は、効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。

二 主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

② 第百六条の八第二項の規定は、前項の規定により認可が失効した場合について準用する。

第百六条の二十三 証券取引所持株会社は、子会社である株式会社証券取引所の経営管理を行うこと及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

② 証券取引所持株会社は、その業務を営むに当たつては、子会社で

(新設)

(新設)

ある株式会社証券取引所の業務の公共性に十分配慮し、その業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

第百六条の二十四 証券取引所持株会社は、取引所有価証券市場の開

設及びこれに附帯する業務を営む会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、取引所有価証券市場の開設に関連する業務を営む会社を子会社とすることができる。

第百六条の二十五 第八十七条の二の三の規定は、前条ただし書の認可について準用する。

第百六条の二十六 内閣総理大臣は、証券取引所持株会社がその認可を受けた当時第百六条の十二第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その認可を取り消すことができる。

第百六条の二十七 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券取引所持株会社若しくはその子会社に対し当該証券取引所持株会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券取引所持株会社若しくは当該子会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子会社にあつては、当該証券取引所持株会社の業務又は財産に関し必要な検査に限る

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

をさせることができる。

第百六条の二十八 内閣総理大臣は、証券取引所持株会社が法令に違

反したとき、又は証券取引所持株会社の行為がその子会社である株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該証券取引所持株会社に対し第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

② 内閣総理大臣は、証券取引所持株会社の取締役、執行役又は監査役が法令又は法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、当該証券取引所持株会社に対し、当該取締役、執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

③ 第一項の規定により第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された証券取引所持株会社は、速やかに、当該株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。

④ 前項の措置がとられた場合において、当該措置をとった者がなお株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であるときは、当該株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなつた日を第百六条の三第四項の特定保有者となつた日とみなして、同項の規定を適用する。

⑤ 内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措置を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のため

(新設)

の手續の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第百六条の二十九 証券取引所持株会社が次の各号のいずれかに該当

することとなつたときは、第百六条の十第一項及び第三項ただし書の認可は、効力を失う。

一 株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなつたとき。

二 解散したとき。

三 設立、合併（当該合併により設立される会社が証券取引所持株会社であるものに限る。）又は新設分割（当該新設分割により設立された会社が証券取引所持株会社であるものに限る。）を無効とする判決が確定したとき。

四 認可を受けた日から六月以内に株式会社証券取引所を子会社とする会社とならなかつたとき。

② 第百六条の八第二項の規定は、前項の規定により認可が失効した場合について準用する。

第百六条の三十 第百三条第五項の規定は、第百六条の十四、第百六

条の十五、第百六条の十七第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第百六条の三第五項、第百六条の十八第一項、第百六条の二十一第二項及び第四項、第百六条の二十二第一項並びに第百六条の二十八第四項の規定を適用する場合について準用する。

第百六条の三十一 第百六条の二十三第二項並びに第百六条の二十八

（新設）

（新設）

（新設）

第一項及び第五項の規定は、株式会社証券取引所を子会社とする証券業協会、証券取引所、金融先物取引所及び金融先物取引所持株会社並びに証券取引所持株会社を子会社とする証券業協会及び証券取引所について準用する。

第三節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等

第百六条の三十二 取引所有価証券市場は、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を公正かつ円滑ならしめ、かつ、投資者の保護に資するよう運営されなければならない。

第百七条の二 会員証券取引所は、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める者に、当該会員証券取引所の開設する取引所有価証券市場における当該取引を行うための取引資格を与えることができる。

一 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（以下「証券先物取引等」という。） 会員以外の証券会社及び政令で定める外国証券会社並びに政令で定める許可外国証券業者

二 (略)

② (略)

第三節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等

第百六条の三 取引所有価証券市場は、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を公正かつ円滑ならしめ、かつ、投資者の保護に資するよう運営されなければならない。

第百七条の二 会員証券取引所は、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める者に、当該会員証券取引所の開設する取引所有価証券市場における当該取引を行うための取引資格を与えることができる。

一 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（以下「証券先物取引等」という。） 会員以外の証券会社及び政令で定める外国証券会社

二 (略)

② (略)

第一百七条の三 株式会社証券取引所は、業務規程の定めるところにより、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める者に、当該株式会社証券取引所の開設する取引所有価証券市場における当該取引を行うための取引資格を与えることができる。

- 一 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引 証券会社、政令で定める外国証券会社及び政令で定める許可外国証券業者

二 (略)

② (略)

第一百十条 (略)

② 前項の規定にかかわらず、証券取引所は、次に掲げる者が発行者である有価証券をその売買のためその開設する取引所有価証券市場に上場しようとするときは、その上場しようとする取引所有価証券市場ごとに、その上場について、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。ただし、次条の規定による命令に基づき上場する場合を除く。

一 当該証券取引所

二 当該証券取引所を子会社(第一百三十四条第四項に規定する子会社をいう。)とする証券取引所持株会社

三 当該証券取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議

第一百七条の三 株式会社証券取引所は、業務規程の定めるところにより、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める者に、当該株式会社証券取引所の開設する取引所有価証券市場における当該取引を行うための取引資格を与えることができる。

- 一 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引 証券会社及び政令で定める外国証券会社

二 (略)

② (略)

第一百十条 (略)

② 前項の規定にかかわらず、証券取引所は、当該証券取引所が発行者である有価証券(当該証券取引所の子会社(第五十九条第二項に規定する子会社をいう。))が発行者である有価証券を含む。第一百二条において同じ。)をその売買のためその開設する取引所有価証券市場に上場しようとするときは、その上場しようとする取引所有価証券市場ごとに、その上場について、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。ただし、次条の規定による命令に基づき上場する場合を除く。

(新設)

(新設)

(新設)

決権を保有する株式会社証券取引所、株式会社金融先物取引所又は金融先物取引所持株式会社

四 当該証券取引所の主要株主（第六六条の三第一項若しくは第四項ただし書の認可又は第六六条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を受けた者をいう。）

五 当該証券取引所の子会社（第八十七条の二の二第二項に規定する子会社をいう。）

③
(略)

第一百二十二条 (略)

② 前項の規定にかかわらず、証券取引所は、第一百十條第二項の有価証券をその売買のためその開設する取引所有価証券市場に上場している場合において、当該有価証券の上場を廃止しようとするときは、その上場を廃止しようとする取引所有価証券市場ごとに、その上場の廃止について、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。ただし、第一百十九條第一項の規定による命令に基づき上場を廃止する場合を除く。

③
(略)

第一百二十九条 取引所有価証券市場における売買の委託を受けた会員等（許可外国証券業者を除く。以下この条において同じ。）又は会員等に対する売買の委託を媒介し、取次ぎし、若しくは代理することを引き受けた者は、取引所有価証券市場において売付け若しくは

(新設)

(新設)

③
(略)

第一百二十二条 (略)

② 前項の規定にかかわらず、証券取引所は、当該証券取引所が発行者である有価証券をその売買のためその開設する取引所有価証券市場に上場している場合において、当該有価証券の上場を廃止しようとするときは、その上場を廃止しようとする取引所有価証券市場ごとに、その上場の廃止について、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。ただし、第一百十九條第一項の規定による命令に基づき上場を廃止する場合を除く。

③
(略)

第一百二十九条 取引所有価証券市場における売買の委託を受けた会員等又は会員等に対する売買の委託を媒介し、取次ぎし、若しくは代理することを引き受けた者は、取引所有価証券市場において売付け若しくは買付けをせず、又は会員等に対しその媒介、取次ぎ若しくは

買付けをせず、又は会員等に対しその媒介、取次ぎ若しくは代理をしないで、自己がその相手方となつて、売買を成立せしめてはならない。

②・③ (略)

第四百四十一条 (略)

② 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、合併を認可しなければならない。

一 役員のうちに第二十八条の四第一項第九号イからトまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二 (略)

第四百四十七条 (略)

第六節 監督

第四百四十八条 内閣総理大臣は、証券取引所がその免許を受けた当時

第八十三条第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したと

きは、その免許を取り消すことができる。

第四百四十九条 証券取引所は、定款、業務規程又は受託契約準則を

は代理をしないで、自己がその相手方となつて、売買を成立せしめてはならない。

②・③ (略)

第四百四十一条 (略)

② 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、合併を認可しなければならない。

一 役員のうちに第二十八条の四第九号イからへまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二 (略)

第四百四十七条 (略)

(新設)

第四百四十八条から第四百五十条まで 削除

更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
い。

② 証券取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。証券取引所の規則（定款、業務規程、受託契約準則及び第一百五十六条の十九の承認を受けて行う有価証券債務引受業に係る業務方法書を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

第一百五十条 内閣総理大臣は、不正の手段により証券取引所の役員となつた者のあることを発見したとき、又は証券取引所の役員が法令、定款若しくは法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、当該証券取引所に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（削る）

第一百五十一条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券取引所、その子会社（第八十七条の二の二第二項に規定する子会社をいう。）又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者に対し当該証券取引所若しくは当該子会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券取引所若しくは当該子会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の

第六節 監督

第一百五十一条 内閣総理大臣は、証券取引所がその免許を受けた当時は、第八十三条第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その免許を取り消すことができる。

検査（当該子会社にあつては、当該証券取引所の業務又は財産に關し必要な検査に限る。）をさせることができる。

第一百五十二条 内閣総理大臣は、証券取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該各号に定める処分をすることができる。

一 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員等若しくは当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この号において「法令等」という。）に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために、この法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をとることを怠つたとき。 第八十条第一項の免許を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をとることを命ずること。

二 証券取引所の行為又はその開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるとき。 十日以内の期間を定めて取引所有価証券市場

第一百五十二条 証券取引所は、定款、業務規程又は受託契約準則を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

② 証券取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。証券取引所の規則（定款、業務規程、受託契約準則及び第一百五十六条の十九の承認を受けて行ふ有価証券債務引受業に係る業務方法書を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

における有価証券の売買等の全部若しくは一部の停止を命じ、又は閣議の決定を経て、三月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

② 内閣総理大臣は、前項第一号の規定により業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更若しくは業務の一部の禁止を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をとることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

③ 第一項第二号の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第五百五十三条 内閣総理大臣は、証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行又は業務の運営若しくは財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該証券取引所に対し、定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行の変更その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第七節 雑則

第五百五十三条 内閣総理大臣は、不正の手段により証券取引所の役員となつた者のあることを発見したとき、又は証券取引所の役員が法令、定款若しくは法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、当該証券取引所に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(新設)

第百五十四条 第八十条から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。

第五章の二 外国証券取引所

第一節 総則

第百五十五条 外国有価証券市場を開設する者は、第二十八条及び第八十条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、次の各号に掲げる取引について、その使用する電子情報処理組織と当該各号に定める者の使用に係る入出力装置（以下「外国証券取引所入出力装置」という。）とを接続することにより、当該各号に定める者に外国証券取引所入出力装置を使用して当該各号に掲げる取引を行わせることができる。

- 一 外国有価証券市場における有価証券の売買及び外国市場証券先物取引 証券会社及び外国証券会社
- 二 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等に係るものに限る。）並びに第六十五条第二項第六号ロ、ホ及びヘに掲げる取引 登録金融機関のうち内閣府令で定める業務を行う者

第百五十四条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券取引所若しくは当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者に対し当該証券取引所の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券取引所の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（新設）

（新設）

第百五十五条 内閣総理大臣は、証券取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該各号に定める処分をすることができる。

- 一 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員等若しくは当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この号において「法令等」という。）に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために当該証券取引所がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をすることを怠ったとき。 第八十条

② 第二十九条の二の規定は、前項の認可について準用する。

第百五十五条の二 前条第一項の認可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 本店又は主たる事務所の所在の場所

第一項の免許を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずること。

二 証券取引所の行為又はその開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるとき。 十日以内の期間を定めて取引所有価証券市場における有価証券の売買等の全部若しくは一部の停止を命じ、又は閣議の決定を経て、三月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

② 内閣総理大臣は、前項第一号の規定により業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更若しくは業務の一部の禁止を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

③ 第一項第二号の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第百五十五条の二 内閣総理大臣は、証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行又は業務の運営若しくは財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該証券取引所に対し、定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の

- 三 国内に事務所があるときは、その所在の場所
- 四 役員の役職名及び氏名
- 五 国内における代表者の氏名及び国内の住所
- 六 外国証券取引所参加者（外国証券取引所入出力装置を使用した前条第一項各号に掲げる取引（以下「外国市場取引」という。）を行う者をいう。以下同じ。）に外国市場取引を行わせる外国有価証券市場の種類及び名称
- 七 外国証券取引所参加者の商号又は名称
- 八 その他内閣府令で定める事項
- ② 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款並びに外国市場取引に係る業務規程及び受託契約準則（これらに準ずるものを含む。以下この章において「業務規則」という。）
- 二 外国市場取引に係る業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
- 三 その他内閣府令で定める書類
- 第百五十五条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 認可申請者がその本店又は主たる事務所が所在する国において第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その

慣行の変更その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

（新設）

他の行政処分を受けた者であること。

二 認可申請者が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分（以下この号及び第百五十五条の十において「法令等」という。）又は業務規則に違反した外国証券取引所参加者に対し法令等又は業務規則を遵守させるために必要な措置をとることができること。

三 認可申請者の業務規則が外国証券取引所参加者が行う外国市場取引を公正かつ円滑ならしめ、及び投資者を保護するために十分であること。

② 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が外国証券取引所参加者に外国市場取引を行わせる外国有価証券市場を開設してから政令で定める期間を経過するまでの者であるとき（政令で定める場合に該当するときは除く。）。

二 認可申請者がこの法律若しくは外国証券業者に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 認可申請者が第百五十五条の十第一項の規定により第百五十五条第一項の認可を取り消され、第六十六条の十八第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消され、外国証券業者に関する

法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消され、若しくは同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により同法第十三条の二第一項の許可を取り消され、又はその本店若しくは主たる事務所の所在する国において受けている第二十八条若しくは第六十六条の二の登録若しくは第八十条第一項、第五百五十六条の二若しくは第五百五十六条の二十四第一項の免許と同種類の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四 認可申請者の役員又は国内における代表者のうちに第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者があるとき。

五 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在する国のこの法律に相当する外国の法令を執行する当局の第八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがないとき。

六 認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

第五百五十五条の四 内閣総理大臣は、第五百五十五条の二第一項の規定による認可の申請があつた場合において、その認可を与えることが適当でないと認めるときは、認可申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。

② 内閣総理大臣が、第五百五十五条第一項の規定による認可を与える

（新設）

こととし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により認可申請者に通知しなければならない。

第一百五十五条の五 外国証券取引所は、内閣府令で定めるところにより、毎年四月から翌年三月までの期間における外国市場取引に関する業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(新設)

第二節 監督

(新設)

第一百五十五条の六 内閣総理大臣は、外国証券取引所が第一百五十五条第一項の認可を受けた当時第一百五十五条の三第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その認可を取り消すことができる。

(新設)

第一百五十五条の七 外国証券取引所は、第一百五十五条の二第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容若しくは方法について変更があつた場合、業務規則について重要な変更があつた場合その他内閣府令で定める場合には、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(新設)

第一百五十五条の八 外国証券取引所が次の各号のいずれかに該当する

(新設)

ときは、第百五十五条第一項の認可は、効力を失う。

一 外国市場取引を行う外国証券取引所参加者がなくなつたとき。

二 外国市場取引が行われる外国有価証券市場の全部を閉鎖したとき。

三 解散したとき。

② 前項の規定により認可が失効したときは、その国内における代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第百五十五条の九 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、外国証券取引所若しくは外国証券取引所参加者に対し外国市場取引に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該外国証券取引所の外国市場取引に係る業務の状況若しくは書類その他の物件を検査させることができる。

(新設)

第百五十五条の十 内閣総理大臣は、外国証券取引所が次の各号のい

ずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該外国証券取引所の第百五十五条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて外国市場取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は外国市場取引に係る業務の変更若しくは一部の禁止を命ずることができる。

一 第百五十五条の三第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつた

(新設)

とき。

二 第一百五十五条の三第二項第二号から第五号までに該当すること
となつたとき。

三 認可に付した条件に違反したとき。

四 法令等若しくは業務規則に違反したとき、又は外国証券取引所
参加者が法令等若しくは業務規則に違反する行為をしたにもか
わらず、これに対し法令等若しくは業務規則を遵守させるために
当該外国証券取引所に認められた権能を行使せずその他必要な措
置をとることを怠つたとき。

五 外国証券取引所の行為又はその開設する外国有価証券市場にお
ける外国市場取引の状況が公益又は投資者保護のため有害である
と認めるとき。

② 内閣総理大臣は、外国証券取引所の国内における代表者（国内に
事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員を含む。
以下この項において同じ。）が法令等に違反したときは、当該外国
証券取引所に対し、当該国内における代表者の解任を命ずることが
できる。

③ 内閣総理大臣は、第一項の規定により外国市場取引の全部若しく
は一部の停止又は外国市場取引に係る業務の変更若しくは一部の禁
止を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定によ
る意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければ
ならない。

(削る)

第三節 雑則

第百五十六條 第百五十五條から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。

第五章の三 証券取引清算機関等

第百五十六條の四 (略)

② 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合したと認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一・二 (略)

三 免許申請者が第百四十八條、第百五十二條第一項、第百五十六條の十七第一項若しくは第二項、第百五十六條の二十六において準用する第百四十八條若しくは第百五十六條の三十二第一項の規定により免許を取り消され、若しくは第百五十六條第一項、第百五十六條の二三項若しくは第百六十六條の十八第一項の規定により登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき⁹⁾

第七節 雑則

(新設)

第百五十六條 第八十條から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。

第五章の二 証券取引清算機関等

第百五十六條の四 (略)

② 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合したと認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一・二 (略)

三 免許申請者が第百五十一條、第百五十五條第一項、第百五十六條の十七第一項若しくは第二項、第百五十六條の二十六において準用する第百五十一條若しくは第百五十六條の三十二第一項の規定により免許を取り消され、又は第百五十六條第一項若しくは第百五十六條の二三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 免許申請者の取締役、執行役又は監査役のうちに第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

五 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

第百五十六条の六 証券取引清算機関は、業務方法書の定めるところにより、証券会社等（第二条第三十項に規定する証券会社等をいう。以下この項において同じ。）以外の者を相手方として、証券会社等以外の者が行う対象取引（同条第三十項に規定する対象取引をいう。）に基づく債務の引受けを業として行うことができる。

②・③（略）

第百五十六条の十四 第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者は、証券取引清算機関の取締役、執行役又は監査役

四 免許申請者の取締役、執行役又は監査役のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ 第二十八条の四第九号イからハまでに掲げる者

ロ 証券取引清算機関が第百五十六条の十七第一項又は第二項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該証券取引清算機関の取締役、執行役又は監査役であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者

ハ 第百五十三条、第百五十五条第一項、第百五十六条の十四第三項、第百五十六条の十七第二項又は第百五十六条の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた役員で当該処分を受けた日から五年を経過するまでの者

五 免許申請書又はその添付書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

第百五十六条の六 証券取引清算機関は、業務方法書の定めるところにより、証券会社等（第二条第二十六項に規定する証券会社等をいう。以下この項において同じ。）以外の者を相手方として、証券会社等以外の者が行う対象取引（同条第二十六項に規定する対象取引をいう。）に基づく債務の引受けを業として行うことができる。

②・③（略）

第百五十六条の十四 第百五十六条の四第二項第四号イからハまでのいずれかに該当する者は、証券取引清算機関の取締役、執行役又は

となることができない。

②・③ (略)

第一百五十六条の二十一 有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該有価証券等清算取次ぎに係る対象取引(第二条第三十項に規定する対象取引をいう。)を行う者とみなして、第一百七条の六(第二百二十四条において準用する場合を含む。)及び第百八条の三第一項から第三項までの規定を適用する。

② (略)

第五章の四 証券金融会社

第一百五十六条の二十五 (略)

② 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者が資本の額が第一百五十六条の二十三の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二 免許申請者が第二十八条の四第一項第七号に該当する者であるとき。

三 免許申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項、第百五十六

監査役となることができない。

②・③ (略)

第一百五十六条の二十一 有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該有価証券等清算取次ぎに係る対象取引(第二条第二十六項に規定する対象取引をいう。)を行う者とみなして、第一百七条の六(第二百二十四条において準用する場合を含む。)及び第百八条の三第一項から第三項までの規定を適用する。

② (略)

第五章の三 証券金融会社

第一百五十六条の二十五 (略)

② 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 申請者が資本の額が第一百五十六条の二十三の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二 申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三 申請者が第百五十一条、第百五十五条第一項、第百五十六条の

条の十七第一項若しくは第二項、次条において準用する第四百十八條若しくは第五百十六條の三十二第一項の規定により免許を取り消され、若しくは第五十六條第一項、第五十六條の二第三項若しくは第六十六條の十八第一項の規定により登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 免許申請者の取締役、執行役又は監査役のうちに第八十三條第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

五 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

十七第一項若しくは第二項、次条において準用する第五百十一條若しくは第五百十六條の三十二第一項の規定により免許を取り消され、又は第五十六條第一項若しくは第五十六條の二第三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 申請者がその役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ 第二十八條の四第九号イからハまでに掲げる者

ロ 証券金融会社が第五百十六條の三十二第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日以内に当該証券金融会社の取締役又は執行役であつた者で、その取消しの日から五年を経過するまでのもの

ハ 第一百五十三條、第一百五十五條第一項、第五百十六條の第十四第三項、第五百十六條の十七第二項、次条において準用する第五百十一條又は第五百十六條の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五 申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

第一百五十六条の二十六 第八十四条及び第四百八十八条の規定は、証券金融会社の免許について準用する。この場合において、同条中「第八十三条第二項各号のいずれか」とあるのは、「第一百五十六条の二十五第二項各号のいずれか」と読み替えるものとする。

第一百五十六条の三十一 第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者は、証券金融会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

②・③ (略)

第一百六十一条 内閣総理大臣は、証券会社、許可外国証券業者若しくは登録金融機関が自己の計算において行う有価証券の売買を制限し、又は証券会社、許可外国証券業者若しくは登録金融機関の行う過当な数量の売買であつて取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場の秩序を害すると認められるものを制限するため、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める事項を内閣府令で定めることができる。

② (略)

第一百六十二条の二 内閣総理大臣は、証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券に該当する株券（以下この条において「上場等株券」という。）の発行者である会社が行う商法第二百十条、第二百十一条若しくは第二百十一条ノ三の規定又はこれらに相当す

第一百五十六条の二十六 第八十四条及び第五百十一条の規定は、証券金融会社の免許について準用する。この場合において、同条中「第八十三条第二項各号のいずれか」とあるのは、「第一百五十六条の二十五第二項各号のいずれか」と読み替えるものとする。

第一百五十六条の三十一 第一百五十六条の二十五第二項第四号イからハまでの一に該当する者は、証券金融会社の役員となることができない。

②・③ (略)

第一百六十一条 内閣総理大臣は、証券会社若しくは登録金融機関が自己の計算において行う有価証券の売買を制限し、又は証券会社若しくは登録金融機関の行う過当な数量の売買であつて取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場の秩序を害すると認められるものを制限するため、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める事項を内閣府令で定めることができる。

② (略)

第一百六十二条の二 内閣総理大臣は、証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券に該当する株券（以下この条において「上場等株券」という。）の発行者である会社が行う商法第二百十条、第二百十一条若しくは第二百十一条ノ三の規定又はこれらに相当す

る外国の法令の規定（当該会社が外国会社である場合に限る。）による上場等株券の売買若しくはその委託等、信託会社等が信託契約に基づいて上場等株券の発行者である会社の計算において行うこれらの取引の委託等又は証券会社若しくは許可外国証券業者が行うこれらの取引の受託等その他の内閣府令で定めるものについて、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場における上場等株券の相場を操縦する行為を防止するため、上場等株券の取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認める事項を内閣府令で定めることができる。

第百六十三条 第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）で証券取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者（以下この条から第百六十六条までにおいて「上場会社等」という。）の役員及び主要株主（自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて総株主の議決権（第三十二条第五項に規定する議決権をいう。）の百分の十以上の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を保有している株主をいう。以下この条から第百六十六条までにおいて同じ。）は、自己の計算において当該上場会社等の同項第四号、第五号の二若しくは第六号に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）その他の政令で定める有価証券（以下この条から第百六十六条までにおいて「特定有価証券」という。）又は当該上場会社等

る外国の法令の規定（当該会社が外国会社である場合に限る。）による上場等株券の売買若しくはその委託等、信託会社等が信託契約に基づいて上場等株券の発行者である会社の計算において行うこれらの取引の委託等又は証券会社が行うこれらの取引の受託等その他の内閣府令で定めるものについて、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場における上場等株券の相場を操縦する行為を防止するため、上場等株券の取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認める事項を内閣府令で定めることができる。

第百六十三条 第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）で証券取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者（以下この条から第百六十六条までにおいて「上場会社等」という。）の役員及び主要株主（自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて総株主の議決権の百分の十以上の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を保有している株主をいう。以下この条から第百六十六条までにおいて同じ。）は、自己の計算において当該上場会社等の同項第四号、第五号の二若しくは第六号に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）その他の政令で定める有価証券（以下この条から第百六十六条までにおいて「特定有価証券」という。）又は当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する同項

の特定有価証券に係るオプションを表示する同項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「関連有価証券」という。）に係る買付け等（特定有価証券又は関連有価証券（以下この条から第百六十六条までにおいて「特定有価証券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）又は売付け等（特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条から第百六十五条までにおいて同じ。）をした場合（当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて内閣府令で定める場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）においては、内閣府令で定めるところにより、その売買その他の取引（以下この項及び次条において「売買等」という。）に関する報告書（以下この項及び次条において「報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合については、この限りでない。

② 前項に規定する役員又は主要株主が、当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等を証券会社又は登録金融機関に委託等をして行った場合においては、同項に規定する報告書は、当該証券会社又は登録金融機関を経由して提出するものとする。当該買付け等又は売付け等の相手方が証券会社、許可外国証券業者又は登録金融機関であるときも、同様とする。

第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「関連有価証券」という。）に係る買付け等（特定有価証券又は関連有価証券（以下この条から第百六十六条までにおいて「特定有価証券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）又は売付け等（特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条から第百六十五条までにおいて同じ。）をした場合（当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて内閣府令で定める場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）においては、内閣府令で定めるところにより、その売買その他の取引（以下この項及び次条において「売買等」という。）に関する報告書（以下この項及び次条において「報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合については、この限りでない。

② 前項に規定する役員又は主要株主が、当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等を証券会社又は登録金融機関に委託等をして行った場合においては、同項に規定する報告書は、当該証券会社又は登録金融機関を経由して提出するものとする。当該買付け等又は売付け等の相手方が証券会社又は登録金融機関であるときも、同様とする。

第百六十六条 (略)

②④ (略)

⑤ 第一項及び次条において「親会社」とは、他の会社（協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。）を支配する会社として政令で定めるものをいい、この条において「子会社」とは、他の会社が提出した第五条第一項の規定による届出書、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書又は第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載されたものをいう。

⑥ (略)

第百八十八条 証券会社、登録金融機関、証券仲介業者、証券業協会、投資者保護基金、証券取引所若しくはその会員等、証券取引所持株会社、外国証券取引所若しくはその外国証券取引所参加者、証券取引清算機関若しくはその清算参加者又は証券金融会社は、別にこの法律で定める場合のほか、内閣府令（投資者保護基金については、内閣府令・財務省令）で定めるところにより、帳簿、計算書、通信文、伝票その他業務に関する書類を作成し、これを保存し、又は業務に関する報告を提出しなければならない。

第百六十六条 (略)

②④ (略)

⑤ 第一項及び次条において「親会社」とは、他の会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。）を支配する会社として政令で定めるものをいい、この条において「子会社」とは、他の会社が提出した第五条第一項の規定による届出書、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書又は第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載されたものをいう。

⑥ (略)

第百八十八条 証券会社、証券業協会、投資者保護基金、証券取引所若しくはその会員等、証券取引清算機関若しくはその清算参加者又は証券金融会社は、別にこの法律で定める場合のほか、内閣府令（投資者保護基金については、内閣府令・財務省令）で定めるところにより、帳簿、計算書、通信文、伝票その他業務に関する書類を作成し、これを保存し、又は業務に関する報告を提出しなければならない。

第百九十条 第二十六条(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十九条第一項(第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。)、から第三項まで、第六十五条の第二十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四又は第百八十七条第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

② (略)

第百九十四条の三 内閣総理大臣は、証券会社、証券業協会、証券取引所、外国証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一〇四 (略)

五 第百四十八条又は第百五十二条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

六 第百五十二条第一項第一号の規定による業務の全部又は一部の

第百九十条 第二十六条(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十九条第一項(第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。)、若しくは第三項、第六十五条の第二十項、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百五十四条、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四又は第百八十七条第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

② (略)

第百九十四条の三 内閣総理大臣は、証券会社、証券業協会、証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一〇四 (略)

五 第百五十一条又は第百五十五条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

六 第百五十五条第一項第一号の規定による業務の全部又は一部の

停止の命令

七 第百五十二条第一項第二号の規定による命令

八 第百五十五条の六又は第百五十五条の十第一項の規定による第百五十五条第一項の認可の取消し

九 第百五十五条の十第一項の規定による外国市場取引の全部又は一部の停止の命令

十・十一 (略)

十二 第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条又は第百五十六条の三十二第一項の規定による第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

十三 (略)

第百九十四条の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一〇十一 (略)

十二 第百六条の三第一項又は第四項ただし書の規定による認可

十三 第百六条の七第一項 (同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令

十四 第百六条の七第一項の規定による第百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可の取消し

十五 第百六条の十第一項又は第三項ただし書の規定による認可

停止の命令

七 第百五十五条第一項第二号の規定による命令

(新設)

(新設)

八・九 (略)

十 第百五十六条の二十六において準用する第百五十一条又は第百五十六条の三十二第一項の規定による第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

十一 (略)

第百九十四条の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一〇十一 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

十六 第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の規定による認可
十七 第百六条の二十一第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令

十八 第百六条の二十一第一項の規定による第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

十九 第百六条の二十六の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

二十 第百六条の二十八第一項（第百六条の三十一において準用する場合を含む。）の規定による命令

二十一 第百六条の二十八第一項の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

二十二・二十三 （略）

二十四 第百四十八条又は第百五十二条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

二十五 第百四十九条第一項の規定による認可（取引所有価証券市場の全部の閉鎖に係るものに限る。）

二十六 第百五十二条第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更又は業務の一部の禁止の命令

二十七 第百五十二条第一項第二号の規定による命令

二十八 第百五十五条第一項の規定による認可

二十九 第百五十五条の六又は第百五十五条の十第一項の規定による第百五十五条第一項の認可の取消し

三十 第百五十五条の十第一項の規定による命令

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

十二・十三 （略）

十四 第百五十一条又は第百五十五条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

十五 第百五十二条第一項の規定による認可（取引所有価証券市場の全部の閉鎖に係るものに限る。）

十六 第百五十五条第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更又は業務の一部の禁止の命令

十七 第百五十五条第一項第二号の規定による命令

（新設）

（新設）

（新設）

三十一・三十五 (略)

三十六 第一百五十六条の二十六において準用する第四百八条又は第一百五十六条の三十二第一項の規定による第一百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

三十七・三十八 (略)

② 内閣総理大臣は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一・三 (略)

四 第一百六条の八第二項(第一百六条の二十二第二項及び第一百六条の二十九第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出
五・七 (略)

八 第一百五十五条の八第二項の規定による届出

③ (略)

第九十四条の五 (略)

② 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に関し、証券取引に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、証券会社、登録金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、外国証券取引所、証券取引清算機関、証券金融会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

十八・二十二 (略)

二十三 第一百五十六条の二十六において準用する第五十一条又は第一百五十六条の三十二第一項の規定による第一百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

二十四・二十五 (略)

② 内閣総理大臣は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一・三 (略)

(新設)

四・六 (略)

(新設)

③ (略)

第九十四条の五 (略)

② 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に関し、証券取引に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所、証券取引清算機関、証券金融会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第百九十四条の六 (略)

② 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一・二 (略)

三 第六十六条の二十の規定による権限（第二条第十一項各号に掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

四 (略)

五 第百五十一条の規定による権限（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

六 第百五十五条の九の規定による権限（外国市場取引の公正の確保に係る外国証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

七 (略)

③⑤ (略)

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・十一 (略)

第百九十四条の六 (略)

② 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

四 第百五十四条の規定による権限（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

(新設)

五 (略)

③⑤ (略)

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・十一 (略)

十二 不正の手段により第二十八条又は第六十六条の二の登録を受けた者

十三 第三十五条又は第六十六条の九の規定に違反して他人に証券業又は証券仲介業を営ませた者
十四～二十 (略)

第百九十八条の二 次に掲げる財産は、没収する。ただし、その取得の状況、損害賠償の履行の状況その他の事情に照らし、当該財産の全部又は一部を没収することが相当でないときは、これを没収しないことができる。

一 第百九十七条第一項第七号若しくは第二項又は前条第十九号の罪の犯罪行為により得た財産

二 (略)

② (略)

第百九十八条の三 第四十二条の二第一項(第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四において準用する場合を含む。)の規定に違反した場合には、その行為をした証券会社、金融機関若しくは証券仲介業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は証券仲介業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百九十八条の三の二 第六十六条の十第一項又は第三項の規定に違反

十二 不正の手段により第二十八条の登録を受けた者

十三 第三十五条の規定に違反して他人に証券業を営ませた者
十四～二十 (略)

第百九十八条の二 次に掲げる財産は、没収する。ただし、その取得の状況、損害賠償の履行の状況その他の事情に照らし、当該財産の全部又は一部を没収することが相当でないときは、これを没収しないことができる。

一 第百九十七条第一項第七号若しくは第二項又は前条第十八号の罪の犯罪行為により得た財産

二 (略)

② (略)

第百九十八条の三 第四十二条の二第一項(第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定に違反した場合には、その行為をした証券会社又は金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(新設)

した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百九十八条の四 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、外国証券取引所、証券取引清算機関若しくは証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は証券仲介業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第五十六条第一項、第五十六条の二第二項又は第六十六条の十八第一項の規定による業務の停止の処分(第二十九条第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。)に違反したとき。

三 第七十九条の十三第一項の規定による停止若しくは禁止、第百五十二条第一項の規定による停止、変更、禁止若しくは措置、第百五十五条の十第一項の規定による停止、変更若しくは禁止、第百五十六条の十七第二項の規定による停止又は第百五十六条の三十二第一項の規定による停止の処分に違反したとき。

四 第百六条の二十八第三項の規定に違反したとき。

第百九十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十八条の二(第六十五条の二第二項において準用する場合

第百九十八条の四 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の停止の処分(第二十九条第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。)に違反したとき。

三 第七十九条の十三第一項の規定による停止若しくは禁止、第百五十五条第一項の規定による停止、変更、禁止若しくは措置、第百五十六条の十七第二項の規定による停止又は第百五十六条の三十二第一項の規定による停止の処分に違反したとき。

(新設)

第百九十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十八条の二(第六十五条の二第二項において準用する場合

を含む。）、第六十六条の三、第六十九条、第八十二条、第一百六条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三第一項若しくは第二項又は第一百五十六条の二十四第二項若しくは第三項の規定による申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者

二 第四十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十五第一項、第一百五十五条の五又は第一百五十六条の三十五の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三 第五十条、第五十二条第三項若しくは第六十六条の十六の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

四〇六（略）

七 第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第二百三条の三、第六十六条の六、第六十六条の十六又は第六十六条の二十の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

八 第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第二百三条の三、第六十六条の六、第六十六条の十六、第六十六条の二十、第六十六条の二十七、第二百五十一条、第一百五十五条の九、第一百五十六条の十五、第一百五十六条の三十四又は第八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

を含む。）、第六十九条、第八十二条、第一百五十六条の三第一項若しくは第二項又は第一百五十六条の二十四第二項若しくは第三項の規定による申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者

二 第四十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第一百五十六条の三十五の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三 第五十条若しくは第五十二条第三項の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

四〇六（略）

七 第五十九条第一項若しくは第三項又は第六十五条の二第十項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

八 第五十九条第一項若しくは第三項、第六十五条の二第十項、第七十九条の十四、第一百五十四条、第一百五十六条の十五、第一百五十六条の三十四又は第八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九〇十二 (略)

第九十九条 第七十九条の十四、第六十条の二十七、第五十一条、第五十五条の九、第五十六条の十五又は第五十六条の三十四の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した場合においては、その行為をした証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、外国証券取引所、証券取引清算機関、証券金融会社、証券取引所の子会社（第八十七条の二の第二項に規定する子会社をいう。）、証券取引所持株会社の子会社（第一百三十四条第四項に規定する子会社をいう。）、証券取引所に上場されている有価証券若しくは店頭売買有価証券の発行者又は外国証券取引所の外国証券取引所参加者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇十二 (略)

十三 第三十三条の三（第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十四 第四十二条の二第二項（第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十五 第四十二条の二第五項（第六十五条の二第六項及び第六十六

九〇十二 (略)

第九十九条 第七十九条の十四、第五十四条、第五十六条の十五又は第五十六条の三十四の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した場合においては、その行為をした証券業協会、証券取引所、証券取引清算機関、証券金融会社又は証券取引所に上場されている有価証券若しくは店頭売買有価証券の発行者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇十二 (略)

(新設)

十三 第四十二条の二第二項（第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十四 第四十二条の二第五項（第六十五条の二第六項において準用

条の十四において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十六 第六十六条の十二の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

十七 第一百三条第一項若しくは第二項ただし書又は第六十六条の十四第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反した者

十八 第六十六条の三第一項若しくは第四項、第六十六条の七第二項、第六十六条の十七第一項若しくは第三項又は第六十六条の二十一第二項の規定に違反した者

十九 第六十六条の七第一項又は第六十六条の二十一第一項の規定による命令に違反した者

二十、二十一 (略)

第二百条の二 前条第十四号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百条の三 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、金融先物取引所、金融先物取引所持株会社、外国証券取引所若しくは証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は証券仲介業者は、一年以下の懲役若しくは

する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

(新設)

十五 第一百三条の規定に違反した者

(新設)

(新設)

十六、十八 (略)

第二百条の二 前条第十三号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百条の三 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第二十九条の二第一項(第六十五条の二第四項及び第一百五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したとき。

三〇五 (略)

六 第六十四条第二項(第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。)の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

七・八 (略)

九 第六十六条の七第四項において準用する同条第一項又は第六十六条の二十一第四項において準用する同条第一項の規定による命令に違反したとき。

十 第六十六条の二十八第一項(第六十六条の三十一において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

十一・十二 (略)

第二百一条 (略)

② 前項の規定は、次に掲げる取引については、適用しない。

一 証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が一方の当事者となる有価証券店頭デリバティブ取引

二 証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定す

一 (略)

二 第二十九条の二第一項(第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したとき。

三〇五 (略)

六 第六十四条第二項(第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

七・八 (略)

(新設)

(新設)

九・十 (略)

第二百一条 (略)

② 前項の規定は、次に掲げる取引については、適用しない。

一 証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定する銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が一方の当事者となる有価証券店頭デリバティブ取引

二 証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定す

る銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が媒介、取次ぎ若しくは代理を行う有価証券店頭デリバティブ取引

第二百三条 証券会社の役員（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者及び同法第二条第八号に規定する支店に駐在する役員。以下この項において同じ。）若しくは職員又は証券業協会若しくは証券取引所の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。）若しくは職員若しくは外国証券取引所の国内における代表者（国内に事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員を含む。）若しくは職員が、その職務（証券会社の役員若しくは職員にあつては、第七十九条の五十第一項の規定により投資者保護基金の委託を受けた証券会社の業務に係る職務に限る。）に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

②・③ （略）

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 六 （略）

七 第二十九条の三（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項若しくは第四項（第六十五条の

る銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が媒介、取次ぎ若しくは代理を行う有価証券店頭デリバティブ取引

第二百三条 証券会社の役員（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者及び同法第二条第八号に規定する支店に駐在する役員。以下この項において同じ。）若しくは職員又は証券業協会若しくは証券取引所の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。）若しくは職員が、その職務（証券会社の役員若しくは職員にあつては、第七十九条の五十第一項の規定により投資者保護基金の委託を受けた証券会社の業務に係る職務に限る。）に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

②・③ （略）

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 六 （略）

七 第二十九条の三（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項若しくは第四項（第六十五条の

二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。

）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八 第三十三条の二（第三十三条の五において準用する場合を含む

。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

九～十一 （略）

十二 第三百三条第三項、第六十六条の三第三項（第六十六条の十第四項及び第六十六条の十七第四項において準用する場合を含む。）又は第六十六条の十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三 第三百三条の二第一項又は第六十六条の十五の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

十四～十六 （略）

第二百五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条第一項若しくは第三項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の四（第三十三条の五において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項若しくは第六項、第五十四条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十四条の四（第六十五条の

二第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

（新設）

八～十 （略）

（新設）

（新設）

十一～十三 （略）

第二百五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条第一項若しくは第三項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項若しくは第六項、第五十四条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十四条の四（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二十七第

二第五項及び第六十六條の二十三において準用する場合を含む。

〔第六十六條の六第一項若しくは第三項、第六十六條の第十七項、第七十九條の二十七第四項又は第六十六條の三第五項（第六條の十第四項及び第六十六條の十七第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二〇六（略）

七 第六十六條の七第一項の規定に違反した者

八 第六十六條の七第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

九〇十一（略）

第二百六條 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所、証券取引所持株会社、外国証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十四條の七第四項（第六十五條の二第五項及び第六十六條の二十三において準用する場合を含む。）、第七十四條第二項、第七十六條、第八十七條の二の二第一項、第一百五條第一項、第六條の二十四又は第四百九十九條第一項の規定に違反したとき。

二 第七十四條第三項前段、第七十七條、第一百十條第一項、第一百十二條第一項、第四百九十九條第二項前段又は第一百五十五條の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二〇六（略）

（新設）

（新設）

七〇九（略）

第二百六條 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十四條の七第三項、第七十四條第二項、第七十六條、第一百五條第一項又は第一百五十二條第一項の規定に違反したとき。

二 第七十四條第三項前段、第七十七條、第一百十條第一項、第一百十二條第一項又は第一百五十二條第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三十二 (略)

第二百七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第九十八條第一号から第十号まで若しくは第十九号、第九十八條の三、第九十八條の三の二又は第九十八條の四 三億円以下の罰金刑

三 (略)

四 第二百条（第十八号及び第二十号を除く。）又は第二百条の三第一号、第二号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号 一億円以下の罰金刑

五 第九十八條第十一号から第十四号まで、第十七号若しくは第十八号、第九十八條の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百条第十八号若しくは第二十号、第二百条の三（第一号、第二号、第五号、第七号、第九号及び第十号を除く。）、第二百五条、第二百五条の二又は前条（第五号から第七号までを除く。） 各本条の罰金刑

②・③ (略)

三十二 (略)

第二百七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第九十八條第一号から第十号まで若しくは第十九号、第九十八條の三又は第九十八條の四 三億円以下の罰金刑

三 (略)

四 第二百条（第十六号を除く。）又は第二百条の三第一号、第二号、第五号若しくは第七号 一億円以下の罰金刑

五 第九十八條第十一号から第十四号まで、第十七号若しくは第十八号、第九十八條の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百条第十六号、第二百条の三（第一号、第二号、第五号及び第七号を除く。）、第二百五条、第二百五条の二又は前条（第五号から第七号までを除く。） 各本条の罰金刑

②・③ (略)

第二百七条の三 証券取引所又は証券取引所持株式会社の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。）は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

一 四 （略）

五 第百五十三条の規定による処分に違反したとき。

第二百八条 有価証券の発行者、証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の代表者若しくは役員、証券仲介業者、外国証券会社若しくは許可外国証券業者の国内における代表者（外国証券業者に關する法律第九号に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国証券取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、証券取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 第三十二条第四項、第六十四条の七第五項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十七条、第百三十四条第二

第二百七条の三 証券取引所の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。）は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

一 四 （略）

五 第百五十五条の二の規定による処分に違反したとき。

第二百八条 有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者（外国証券業者に關する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、証券取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 第三十二条第四項、第六十四条の七第四項、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十七条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項又は第百五十二条第二項後段の規定に違反して、届出を怠

項、第三百三十五条第二項、第四百九十九条第二項後段又は第五百五十
五条の八第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三 (略)

四 第五十六条第一項(第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)、第五十六条の二第一項、第六十六条の十八第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第五百五十六条の十六又は第五百五十六条の三十三第一項の規定による命令(第五十六条第一項及び第六十六条の十八第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。)に違反したとき。

五〃二十三 (略)

つたとき。

三 (略)

四 第五十六条第一項(第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)、第五十六条の二第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第五百五十六条の十六又は第五百五十六条の三十三第一項の規定による命令(第五十六条第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。)に違反したとき。

五〃二十三 (略)